

特定化学物質の取扱量 集計結果(令和2年度 神川町)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	13	アセトニトリル	1	9	2,300	21	2,300	0	0
1	53	エチルベンゼン	3	2	18,000	11	6,600	0	12,000
1	80	キシレン	4	1	17,300	12	7,500	0	9,800
1	83	クメン	1	9	690	24	660	0	27
1	87	クロム及び三価クロム化合物	2	4	114,300	3	114,300	0	0
1	186	ジクロロメタン(別名 塩化メチレン)	1	9	9,800	15	9,800	0	0
1	291	1,3,5-トリス(2,3-エポキシプロピル)-1,3,5-トリアジン-2,4,6(1H,3H,5H)-トリオン	1	9	8,100	17	8,100	0	0
1	296	1,2,4-トリメチルベンゼン	2	4	35,200	9	29,000	0	6,300
1	297	1,3,5-トリメチルベンゼン	1	9	4,400	20	3,600	0	780
1	300	トルエン	2	4	51,400	6	50,430	0	980
1	302	ナフタレン	1	9	1,100	23	1,100	0	0
1	305	鉛化合物	1	9	78,000	5	0	78,000	0
1	306	二アクリル酸ヘキサメチレン	1	9	1,200	22	1,200	0	0
1	321	バナジウム化合物	1	9	51,000	7	51,000	0	0
1	405	ほう素化合物	1	9	8,200	16	8,200	0	0
1	412	マンガン及びその化合物	1	9	2,500,000	1	2,500,000	0	0
1	438	メチルナフタレン	2	4	6,700	19	6,700	0	0
3	4	イソホロン	1	9	22,000	10	20,000	0	2,300
3	5	塩化水素(塩酸を含む)	1	9	6,900	18	6,900	0	0
3	16	シクロヘキサノン	1	9	110,000	4	98,000	0	14,000
3	33	ニブトキシエタノール	1	9	14,000	14	12,000	0	1,600
3	35	メタノール	2	4	16,700	13	16,700	0	0
3	37	メチルエチルケトン(別名 MEK)	1	9	39,000	8	39,000	0	0
3	41	硫酸(三酸化硫黄を含む)	3	2	1,329,700	2	1,329,700	0	0
		合計	—	—	4,445,990	—	4,322,790	78,000	47,787

※1 取扱量について

取扱量＝使用量＋製造量＋取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。